

第48号議案

中間市職員定数条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

中間市長 福田 浩

中間市職員定数条例の一部を改正する条例

中間市職員定数条例（昭和31年中間市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例で」を「条例において」に改め、「、消防本部、水道事業企業」を削り、「、農業委員会」を「若しくは農業委員会」に改め、「事務部局」の次に「、消防本部又は水道事業企業（第3条において「事務部局等」という。）」を加え、「常時」を削り、「臨時的任用の者を除く」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号の常時勤務を要する職を占める職員であって任期の定めがない者に限る」に改める。

第2条第1項の表を次のように改める。

市長の事務部局の職員	294人
議会の事務部局の職員	6人
教育委員会の事務部局の職員	60人
選挙管理委員会の事務部局の職員	5人
監査委員の事務部局の職員	5人
農業委員会の事務部局の職員	4人
消防本部の職員	60人
水道事業企業職員	35人

第2条第2項中「定数外」を「前項の定数に含めないもの」に改める。

第3条の見出しを「（事務部局等における職員の配分）」に改め、同条中「前条に掲げる」を「それぞれの事務部局等における」に、「事務分掌」を「配分」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

中間市職員定数条例新旧対照表

改正後	改正前																												
<p>(職員の定義)</p> <p>第1条 この<u>条例</u>において「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員若しくは農業委員会の事務部局、消防本部又は水道事業企業（第3条において「事務部局等」という。）に勤務する一般職に属する職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号の常時勤務を要する職を占める職員であって任期の定めがない者に限る。</u>）をいう。</p>	<p>(職員の定義)</p> <p>第1条 この<u>条例</u>で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、<u>消防本部、水道事業企業、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会の事務部局に常時勤務する一般職に属する職員（臨時的任用の者を除く。）</u>をいう。</p>																												
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の表のとおりとする。</p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の表のとおりとする。</p>																												
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局の職員</td> <td>294人</td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局の職員</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局の職員</td> <td>60人</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の事務部局の職員</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務部局の職員</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務部局の職員</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>消防本部の職員</td> <td>60人</td> </tr> </tbody> </table>	市長の事務部局の職員	294人	議会の事務部局の職員	6人	教育委員会の事務部局の職員	60人	選挙管理委員会の事務部局の職員	5人	監査委員の事務部局の職員	5人	農業委員会の事務部局の職員	4人	消防本部の職員	60人	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>市長事務部局の職員</td> <td>304名</td> </tr> <tr> <td>議会事務局の職員</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局の職員</td> <td>70名</td> </tr> <tr> <td>消防本部の職員</td> <td>58名</td> </tr> <tr> <td>水道事業企業職員</td> <td>41名</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会事務部局の職員</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>監査委員事務部局の職員</td> <td>3名</td> </tr> </tbody> </table>	市長事務部局の職員	304名	議会事務局の職員	6名	教育委員会の事務部局の職員	70名	消防本部の職員	58名	水道事業企業職員	41名	選挙管理委員会事務部局の職員	2名	監査委員事務部局の職員	3名
市長の事務部局の職員	294人																												
議会の事務部局の職員	6人																												
教育委員会の事務部局の職員	60人																												
選挙管理委員会の事務部局の職員	5人																												
監査委員の事務部局の職員	5人																												
農業委員会の事務部局の職員	4人																												
消防本部の職員	60人																												
市長事務部局の職員	304名																												
議会事務局の職員	6名																												
教育委員会の事務部局の職員	70名																												
消防本部の職員	58名																												
水道事業企業職員	41名																												
選挙管理委員会事務部局の職員	2名																												
監査委員事務部局の職員	3名																												

水道事業企業職員	35人
----------	-----

2 休職中の職員及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により派遣する職員は、前項の定数に含めないものとする。

（事務部局等における職員の配分）

第3条 それぞれの事務部局等における職員の配分については、それぞれ任命権者が定める。

農業委員会事務部局の職員	2名
--------------	----

2 休職中の職員及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により派遣する職員は、定数外とする。

（職員の事務分掌）

第3条 前条に掲げる職員の事務分掌については、それぞれ任命権者が定める。